

芸西村立芸西保育所 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、芸西保育所が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名称	芸西村
所在地	安芸郡芸西村和食甲 1262 番地
電話番号	0887-33-2111
代表者氏名	芸西村長 松本 巧

2. 施設の概要

施設の名称	芸西保育所
施設の所在地	安芸郡芸西村和食甲 1262 番地
連絡先	0887-33-2950
対象児童	0歳児～5歳児の児童
利用定員	95名
開設年月日	昭和55年4月1日

3. 基本方針・目標

【保育の基本方針】

芸西村教育方針、保育所保育指針に基づき、保護者や地域と共に、幼児一人一人の健やかな育ちを支えながら、乳幼児の「現在」が心地良く、生き生きと幸せであることを目指すと共に、「未来」を見据えて長期的視野を持って生涯にわたる生きる力を培う。

【保育目標】

心身共にすこやかで、自己を十分に發揮する子どもを育てる

〈めざす子ども像〉

- (1) 心身共に健康で元気な子ども
- (2) 自分のことを自分でしようとする子ども
- (3) 思っていることを、表現する子ども
- (4) 人とのかかわりを楽しむ子ども
- (5) 思いやりのあるやさしい子ども
- (6) 自然や動植物に親しむ子ども

4. 保育所の職員体制とクラス編成(令和7年4月予定)

(1) 職員体制

職名	人数
所長	1人
副所長	1人
保育士	7人
臨時保育士	4人
保育士補助	25人
嘱託医	1人
嘱託歯科医	1人
嘱託薬剤師	1人

(2) クラス編成

学齢	クラス名	園児数
3歳児	ばら	18名
2歳児	りす・きりん	18名
1歳児	うさぎ	12名
0歳児	ぴよぴよ	1名

※保育士・臨時保育士数は、受け入れる園児の人数により増減することがあります。

5. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、12月29日から1月3日及び祝日は休所となります。

6. 保育を提供する時間

	早朝保育	平常保育	延長保育
平日	7:30~8:30	8:30~16:00	16:00~18:45
土曜日	7:30~8:30	8:30~12:30	12:30~18:45

※早朝保育・延長保育については、保育の必要性がある場合(両親ともに勤務など)のみご利用いただけます。

面談で決定しました登所・降所の時間を厳守いただきますようお願いします。

7. 提供する保育内容

(1) 1日の流れ

1~5歳児	0歳児
7:30 開門・登所・視診・持ち物整理	7:30 開門・登所・視診・持ち物整理
9:00 おやつ(1・2歳児) 好きな遊びを見つけて遊ぶ (クラス・全体活動を含む) 片付け・排泄	遊び 9:00 おやつ(清拭)…満1歳児以上 遊び・散歩・午前睡
11:15 給食(手洗い・うがい・歯磨き)	11:00 給食(清拭) 遊び
12:00 昼寝の準備(着替え)	12:30 昼寝
12:30 昼寝	14:30 起床
14:30 起床・着替え	15:00 おやつ(清拭)…満1歳児以上 遊び・持ち物整理・視診
15:00 おやつ(手洗い・うがい)・遊び 降所活動(絵本等を見る・話を聞く) 視診	16:00 降所(短時間認定) 延長保育
16:00 降所(短時間認定) 延長保育	18:45 閉門
18:45 閉門	

(2) 年間行事

月	主 要 行 事				
4	入所式 家庭訪問 執行部会 保護者会総会 尿検査	誕生会	避難訓練		
5	内科検診 尿検査(再) 親子バス遠足 幼保交流 草引きボランティア 本とお話の会 あいさつ運動		子育て支援 (ほっとママクラブ)		
6	幼保交流 3歳児親子歯磨き指導 プール開き 救急法講習			(総合避難訓練)	
7	七夕祭り 個人懇談 幼保交流				
8	プール納め 愛園作業				
9	草引きボランティア				
10	交通安全教室 運動会 幼保交流 内科検診 歯科検診				
11	秋の遠足 (マイ弁当の日) 記念撮影 不審者訓練 2歳児親子歯磨き指導				
12	クリスマス会 個人懇談 幼保交流 クッキー作り				
1	幼保交流			(総合避難訓練)	
2	節分 (豆まき) 一日入園 (3歳児幼稚園交流) 執行部会 入所説明会 (0~5歳)				
3	雛祭り会 お別れ遠足 (マイ弁当の日) 保護者会総会				
未定	家庭教育学級 (年2回) 各年齢参加日				

8. 利用料金

(1) 保育料

無料です。

(2) 延長保育料

芸西村では延長保育料はいただいていません。

(3) 保育料以外の実費負担

保育料のほか、実費費用を負担していただくことがあります。

9. 利用の開始について

支給認定を受け、芸西村の利用調整に基づき入所決定された後に保育の提供を開始します。

10. 利用の終了について

次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了します。

- ① 幼稚園に入園または、小学校に就学したとき
- ② 支給認定保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 健（検）診について

下記の医療機関で内科健診および歯科検診をそれぞれ年2回行っています。

- (1) 内科健診 芸西村和食甲 1604 番地 深谷内科 深谷 善章
- (2) 歯科検診 安芸市東浜字ミヤケダ 60-3 安芸やまもと歯科 山本 桂輔

12. 緊急時の対応方法について

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13. 非常災害時の対策

非常災害に備えて防災計画等を作成し、防災責任者等を定め、毎月1回以上、避難訓練を実施します。

(1)避難場所

	名 称	所在地	電話番号
一時避難場所	中の城	芸西村馬ノ上	
	芸西村役場	芸西村和食甲 1262 番地	33-2111
	芸西小学校	芸西村和食甲 1188 番地	33-2017
指定避難場所	憩ヶ丘運動公園	芸西村和食甲 4525 番地	33-2894
	芸西中学校	芸西村和食甲 2262 番地	32-2015

(2)引き渡しについて

災害等の発生後の園児の引き渡しは、原則として当園で行うものとします。なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、園児を宿泊させることができます。

(3)保護者と連絡が取れないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

1 4 . 賠償責任保険の加入

保育所は、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	日本スポーツ振興センター災害共済
保 険 の 内 容	保育所の管理下における園児の負傷、疾病、障害または死亡
保 険 金 額	<p>【負傷・疾病等】(医療費が 5,000 円以上のもの) 医療費 ・療養に要する費用の額の 4/10 ・高額医療の対象の場合、自己負担額の 1/10 を加算した額 ・入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額</p> <p>【障害】 障害見舞金 82万円～3億7,700万円(通園中の災害は半額)</p> <p>【死亡】 死亡見舞金 1,400万円～2,800万円(通園中の災害は半額)</p>

保 険 の 種 類	損保ジャパン日本興亜
保 険 の 内 容	保育所の管理下における園児の負傷、疾病、障害または死亡
保 険 金 額	<p>上記の保険で賄えない損害賠償額</p> <p>身体：1名 5,000 万円～3 億円 1 事故 1,000 万円～1 億円</p> <p>財物：1 事故 1,000 万円～1 億円</p>

1 5 . 虐待の防止

保育所は、園児の人権の養護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

1 6 . 要望・苦情等に関する相談窓口

保育所は、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	窓口担当者 保育所長 電話番号 0887-33-2950
第三者委員	谷岡 道雄 ・ 入野賀和子 ・ 藤戸博孝

1 7 . 個人情報の保護に関する基本方針

保育所では、「芸西村個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な維持管理を行っています。

1 8 . その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、施設の利用にあたっての詳細な事項については、「芸西保育所 利用申込案内」に記載しています。